

むつ市農業委員会
第 7 8 0 回総会議事録

むつ市農業委員会第780回総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日（木）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（17名）

議席	氏名
2	青木 明
3	蛭名 修一
4	杉山 重一
5	小林 義顯
7	柏谷 均
8	立花 幸雄
9	菊池 秀藏
10	柴田 峯生
11	鴨田 輝雄
12	村口 鉄雄
13	村口 利光
14	四ツ谷 末藏
15	立花 順一
16	林 忠久
17	嶋影 秀子
18	工藤 輝雄
19	坂本 正一

○農地利用最適化推進委員（9名）

地区	氏名
第1地区	佐々木 貢
第2地区	齊藤 榮佐男
第3地区	杉山 武美
第4地区	畑中 光政
第5地区	菅原 靖博
第6地区	新堂 真
第8地区	瀬川 博光
第9地区	千葉 好二
第10地区	富江 佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（１名）

議席	氏名
1	水戸隆璽
6	中嶋寿樹

○農地利用最適化推進委員（０名）

5. 議事の概要

日程第1	会議録署名委員の指定
日程第2	会期の決定
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
報告事項	むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について和2年度農業委員会総会開催日程について むつ市農業委員会処務規定の一部改正について

6. 会議に従事した職氏名

局長	金浜達也
次長	酒井一雄
総括主幹	品木聡
主任	石田洋利
会計年度任用職員	賀佐ひとみ

7. 会議録署名委員

3番 蛭名修一

4番 杉山重一

8. 会議記録者

農業委員会事務局総括主幹 品木 聡

9. 会 議 の 概 要

議長 (立花会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第780回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、19名中17名で定足数に達しております。 本日、1番水戸委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 なお、6番中嶋委員は欠席となっております。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において、3番蛭名委員、4番杉山委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の品木総括主幹を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長 (立花会長)	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2件を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付第1号、申請地は金曲三丁目7番ほか11筆、面積合計48,013㎡、申請地は、譲渡人・譲受人世帯が耕作してきたものであります。譲受後も継続して畑および田として利用するものであります。 調査につきましては、3月27日 四ツ谷委員、林委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 次に、受付第2号、申請地は大曲一丁目368番8、面積1,278㎡、申請地は、譲渡人世帯が耕作してきたものであります。譲渡後は野菜類の栽培地として利用するものであります。 調査につきましては、3月27日 四ツ谷委員、林委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議長 (立花会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
工藤委員	議案第1号の受付第1号及び第2号については、事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。
議長 (立花会長)	説明が終わりましたので、受付第1号について質疑を許します。

	質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、受付第1号は原案のとおり承認いたしました。
議長(立花会長)	次に、受付第2号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、受付第2号は原案のとおり承認いたしました。 次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、1件を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見、1件についてご説明いたします。 申請地は、大字田名部字上道4番1、面積108.74㎡、申請に至った理由としては、申請地に携帯電話無線基地局を建設するため、そのための作業用地及び仮設通路等として利用するためとの事であります。 期間は令和2年5月13日から3ヶ月間で、一時転用であります。 調査につきましては、3月19日、林委員、嶋影委員、菅原推進委員、事務局により調査をした結果、申請内容については、不許可要件には該当せず、許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長(立花会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
嶋影委員	議案第2号農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、利用期間が3ヶ月間で、事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。
議長(立花会長)	説明が終わりましたので、議案第2号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、4件を議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

番号 1 号から 4 号、申請地は脇野沢田ノ頭 2 9 4 番 ほか 5 筆、面積合計 7, 9 1 4 m²、借受人は、あおもり農林業支援センターで農地中間管理機構を利用するとのこととであります。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長) ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

柴田委員 議案第 3 号については、中間管理機構の関係であり、事務局の説明とおり、特に問題となることはありません。

議長(立花会長) 説明が終わりましたので、議案第 3 号について質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長(立花会長) 質疑がありませんので、議案第 3 号は意見がない旨、むつ市長へ回答いたします。

続きまして、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について、ならびにむつ市農業委員会処務規定の一部改正について、報告事項があります。

事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について、ご説明いたします。

このたびの市職員人事異動に伴い、むつ市農業委員会事務局職員を議案書のとおり、異動者 3 名を任免しましたので、ご報告いたします。

次に、報告第 2 号、むつ市農業委員会処務規定の一部改正について、ご説明いたします。

令和 2 年 4 月より会計年度任用職員制度が開始され、また、新たに職名に主任が加えられることから、所要の条文整備をするため、別紙のとおりむつ市農業委員会処務規定の一部を改正したことを、ご報告いたします。

なお、一部改正日は 3 月 3 0 日、運用開始については、令和 2 年 4 月 1 日よりとなっております。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長) 以上で本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。
これをもって、むつ市農業委員会第 7 8 0 回総会を閉会します。

1 0 . 会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員 蛭 名 修 一

会 議 録 署 名 委 員 杉 山 重 一